

原発のない未来への展望

＝福島原発事故以降、変化してきた司法判断＝

東京・代々木公園で3万5千人の脱原発集会の翌日の3月27日に、東京都千代田区の星陵会館において「さよなら原発1000万人アクション」主催の講演会が行われた。この講演会のなかで、脱原発弁護団全国連絡会共同代表の海渡雄一弁護士は、大津地裁・高浜原発運転差止め仮処分決定などの原発運転差止め裁判について、わかりやすく説明しながら、「脱原発は必ず実現できる」と力強く語った。



福井地裁・大飯原発運転差止め判決

5年前の3・11福島原発事故前の訴訟は僅か6件だったが、女川と東通り原発以外は、差止め訴訟が提起され、再稼働の近い原発は仮処分が申し立てられている。

最初に勝ったのが、14年5月21日の福井地裁・大飯原発運転差止め判決だった。その要旨は次の通り。

- ① 人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法性下では、これを超える価値を他に見出すことはできない。
- ② 大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利・人格権が極めて広範に奪われるのは原発事故以外では想定しがたい。
- ③ 福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」(伊方原発の判決文と同じ)差止めが認められる。
- ④ 原発の危険性の本質、そして被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった。
- ⑤ 本件訴訟において、こうゆう事態を招く危険性が万が一でもあるかが判断の対象とされるべきで、福島原発事故後において、この判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい。

このように格調の高い、国民の命をあずかっているのは裁判所だという強い意志を感じる。

福井地裁・高浜原発再稼働差止め判決

2015年4月14日の福井地裁の高浜原発の仮処分決定は、原発の再稼働差し止めが認められた最初の事件。

大飯原発の判決のときは規制委員会が審査途中であったが、高浜原発の仮処分決定の

ときは規制委員会の判断は、すでにでていたなかでの再稼働の差止め決定であった。

判決の内容は、大飯原発判決をバージョンアップした内容であった。要旨は以下の通り。

- ① 万一の事故に備えなければならない原発の基準地震動を過去の地震の平均像をもとに策定することに「合理性は見出しがたい」
- ② 基準地震動を超えた5回の地震という実績だけでなく、理論においても、規制委員会の基準地震動は信用できない。
- ③ 規制基準は「緩やかすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されない。新規制基準は合理性を欠くものである」

この仮処分決定は、すべての原発を止めろといているのと同じことをいっている。



鹿児島地裁・川内原発再稼働差止め仮処分却下＝デタラメな再稼働を追認

ここまではよかったが、このあと厳しい決定が二つづいた。

2015年4月22日の川内原発再稼働差止め仮処分却下では、原発事故が起きないとは言っていない。起きるかも知れないが、社会通念上容認できるかどうか。たまたま起きる原発事故は勘弁してほしいと言っている決定だ。



福井地裁高浜原発仮処分の決定と真逆 2015年04月25日 東洋経済

鹿児島地裁は川内原発の地震対策に関し、「将来の自然現象の予測に伴う『不確かさ』を相当程度考慮して基準地震動（想定する最大の地震の揺れ）を定め」、川内原発の耐震設計を行っているとして、規制委の判断に「不合理な点は認められない」と判定した。この点、福井地裁は、基準地震動は揺れの最大値ではなく「平均像」であり、「実績のみならず理論面でも信頼性を失っている」と判断していた。

そして、原発の危険性については原告によって立証できていないので訴えを却下するとしたうえで、「地震や火山活動等の自然現象も十分に解明されているものではなく九州電力や原子力規制委員会が前提としている地震や火山活動に対する理解が実態とかい離している可能性が全くないとは言い切れない。確率論的安全評価の手法にも不確定な要素が含まれている」。従って、住民たちが「主張するように更に厳しい基準で原子炉施設

の安全性を審査すべきであるという考え方も成り立ち得ないものではない」、つまり成り立つとっている。

「従って、今後、原子炉施設について更に厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合は、そうした安全性のレベルの基に判断すべきだ」と、決定の最後を書いてある。

裁判所の判断が間違って事故が起きて被害を受けたときは、ここを読んでほしい。私たちは安全だとは言っていない。国民のみなさんが、より安全にしてくれというのなら、そうした方が良かった残念だった、ということだ。本当に、酷い決定だ。逃げをうっている。しかし、原発は安全という確信はなかったことはハッキリしている。

また判決では、私たちの主張を一部認め「地震想定においては平均像からのかい離を考慮することは望ましい」といい、火砕流噴火が予知出来るかどうかは裁判の争点だったが、以下のように火砕流噴火の予知は困難なことも裁判所は認めた。

「火山学が破局的噴火を未だ経験していないため、現時点では知見が確立していない」と判決で述べた。これはでは負けた原因の説明の原因は不可能だが、判決文をよく読むと、規制委員会や九州電力は、はずれることを覚悟の上で果敢に火砕流噴火を予知するといっている。そして、火山学も進歩していくから、なんとかなるのではないか、という論理だ。

2015年8月11日 時事通信 噴火対策、もろい備え＝核燃料の搬出先決めず

再稼働した九州電力川内原発（鹿児島県）の周辺には、過去に巨大噴火が起きたことを示すカルデラ（大きくなくぼみ）が主なものだけで五つある。火砕流に襲われれば原子炉や使用済み燃料は冷却できなくなり、大量の放射性物質が放出される事態は避けられないが、備えはもろさを抱えている。

過去の巨大噴火で火砕流が川内原発の付近に到達した可能性があることは、九電も認めている。

九電と原子力規制委員会は、川内原発が運用される今後数十年の間に、巨大噴火が起きる可能性は十分に低いと判断。九電は巨大噴火が起きる場合でも余裕を持って前兆を把握できると主張し、核燃料の搬出先を決めていない。

川内原発では使用済み燃料プールだけで1946体が保管されており、搬出先を探すのは容易ではない。

一方、火山学者らでつくる規制委の検討会は、「巨大噴火の時期や規模を正確に予知する技術はない」との見解を盛り込んだ提言をまとめた。メンバーで火山噴火予知連絡会の藤井敏嗣会長は「（検討会の）認識としては必ずしも規制委と同じ立場には立たない」とくぎを刺した。

巨大噴火が日本で起きるのは1万年に1回程度。観測経験がなく、前兆があっても判断できないというのが火山学者の間で広く共有されている認識だ。

高裁は地震動・火山問題に強い関心

原発の使用済み燃料は、火砕流噴火の前に運び出さなければならない。原子炉が止まってもダメ。全てを運び出すのに5年かかる。九州電力は5年前に予知して見せるといった。規制委はそれを認めた。

裁判所は、さすがに5年前の予知は無理だと考えた。これが、いま地裁決定を不服とした福岡高裁の抗告審にかかっている。

今年1月には、地震動・火山問題について10時間に及ぶ審尋を行なった。原告側は地震学や火山学の多数の専門家を説明補助者したのに対して、裁判所の要請にもかかわらず九電側は、その主張に賛成する地震学や火山学の専門家を一人も動員することができなかった。これで、私たちが負けるとは考えずらい。

運命の日は4月6日。もし住民側が勝利すれば、直ちに川内原発は運転を停止することになり、日本の原発は全て止まる。7割くらいの確立で勝てるのではないかと思っている。

川内原発周辺の火山とカルデラ



大津地裁・高浜原発再稼働差止め判決＝画期的な意義

2016年3月9日大津地裁で山本善彦裁判長は、関西電力高浜原発3、4号機の運転を禁止する仮処分決定を行い、同原発は運転を停止した。

実は、昨年、同じ山本裁判長に却下されている。その却下の理由は、基準地震動を過去の地震の平均像をもとに策定することはおかしい。規制委は、そんな簡単なことがわからず再稼働を認めることはあり得ない。従って、まだ止めなくても大丈夫という論理だった。

そして、仮処分が取り消され高浜原発が再稼働した後に、大津地裁の決定によって運転を停止した。大津地裁の決定の要旨は以下の通りである。

- ① 電力会社は、福島原発事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者（関西電力）がこの要請にどのように応えたかについて、主張および疎明を尽くすべきである。
- ② 福島第1原子力発電所事故の原因究明は道半ばであり、津波を主たる原因として特定してよいのかも不明である。その災禍の甚大さに真摯に向き合い二度と同様の事故を起さないように安全確保対策を講じるには、原因究明を徹底的に行うこ

とが不可欠である。

- ③ 関西電力は起こりえる地震のどの程度の状況を含むものであるのかを明らかにしていない。さらには、起こりえる地震の標準的・平均的な姿よりも大きくなるようなデータは特段得られていないとの主張は採用することはできない。
- ④ 電力会社の直接的な義務ではないものの、福島原発の過酷事故を経た現時点においては、国家主導での具体的な可視的な避難計画を早急に策定すべき真義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。

特に、画期的なのは、福島原発事故を踏まえて、②項の、深刻な災害を二度と繰り返さないために、安全性が確実に明らかになっていない原発の再稼働は認められないと明確に宣言したこと。

さらには、④項の避難計画が規制委の判断の対象外とされていることを前提に、国家主導の具体的で可視的な避難計画を義務であるとの立場を示したこと。こうした避難計画は諸外国では当然とされる考え方ではあるが、この考え方が日本では採用されていない不合理さを指摘したもので、画期的な判断である。

また、③項は、全国の原発訴訟において中心的な論点として住民側の主張を認めたもので、その影響は全国に波及するものと評価できる。

原発再稼働に反対する声は多数派

いまや、原発を止めたいという思いは、多くの国民の共通認識となった。高浜差止め決定を支持する人は、日本テレビの調査で65%に達している。

多くの市民の願いは、民主主義が機能しているしゃかいでは、必ず実現するはずであるし、実現させなければならない。行政が正しい判断が出来なければ、司法がこれを正すべきである。脱原発は必ず実現できる。